神奈川県国民健康保険運営方針 (令和6年度~令和11年度)

令和6年3月

神奈川県

2 国保医療費及び財政の見通し

(4) 財政収支の状況

- ウ 市町村国保における決算補填等目的の法定外繰入金
 - (7) 決算補填等目的の法定外繰入金の定義
 - 本来、公費等の収入で賄えない額は保険料として被保険者から集めるべきであるが、各市町村の政策的な判断等により一般会計から法定外繰入を行い、財政収支の均衡を図っている。
 - こうした一般会計からの法定外繰入のうち、「保険料(税)の収納不足」や「被保険者全体の保険料負担軽減」、「市町村独自の任意給付費にかかる費用」、「過去の公債費の返済」など以下の①に該当するものを、決算補填等を目的とした法定外繰入金とする。
 - なお、②決算補填等以外の目的で行う法定外繰入は削減すべき対象から除外 する。

【一般会計からの法定外繰入金の内訳】

	決算補填	等目的のもの	
1		保険料(税)の収納不足のため	
決算補		医療費の増加	
	保険者の		
無 類		地方単独の保険料(税)の軽減額	
等		任意給付に充てるため	
目的	過年度の赤字によるもの		
		累積赤字補填のため	
		公債費、借入金利息	

② 以決 外算 の補 目填 的等

(イ) 決算補填等目的の法定外繰入金の状況

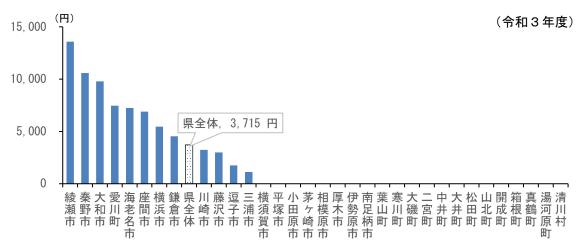
- 令和3年度の県内市町村の決算補填等目的の法定外繰入金の合計額は65億円と、平成30年度に比べて108億円減少している。また、国保被保険者1人当たり法定外繰入金についても、令和3年度は3,715円と、平成30年度に比べて5,368円減少している。
- また、決算補填等目的の法定外繰入を行う市町村数について、令和3年度は 12 市町と、平成30年度に比べて7市町村減少しているが、依然として3分の 1の市町村で決算補填等目的の法定外繰入を行っており、県全体の国保被保険 者1人当たり決算補填等目的の法定外繰入金額は、全国と比べても高い水準と なっている。
- この要因の1つとして、本県は、全国と比べて医療費水準が低く、かつ平均 所得が高いことにより、都道府県間の所得水準を調整する役割をもつ普通調整 交付金の国からの国保被保険者1人当たり交付額が少なくなっていることが考 えられる。
- そのため、医療費適正化に向けた努力を妨げるものとならないよう、年齢構成のみを勘案し地域差を排除した医療費水準を算定基礎とする見直しを引き続き国に要望し、普通調整交付金が適切に配分されるように努める。

【表8 県内市町村の決算補填等目的の法定外繰入の状況】

	神奈川	l県	全国	差額	
年度	総額	国保被保険者	国保被保険者	1-2	
	小心行只	1人当たり①	1人当たり②		
平成 28 年度	29,042,131 千円	13,579円	8,050円	5,529円	
平成 29 年度	24, 270, 733 千円	12,100 円	5,949 円	6, 151 円	
平成 30 年度	17, 347, 669 千円	9,083 円	4,465 円	4,618円	
令和元年度	14,868,283 千円	8, 126 円	4,058円	4,068 円	
令和2年度	8,579,510 千円	4,802 円	2,897 円	1,905円	
令和3年度	6,512,875 千円	3,715 円	2,588 円	1,127 円	
令和4年度 (速報値)	6, 279, 726 千円	3,724 円	_	_	

[※] 本県の法定外繰入の総額は、厚生労働省が実施する『国民健康保険事業の実施状況報告』における「国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表(法定外繰入)」の決算補填等目的欄に計上される金額で、1人当たりはその金額を被保険者数で除して算出。

【図 11 市町村別国保被保険者 1 人当たり決算補填等目的の法定外繰入金の状況】



出典:神奈川県調べ

【表9 国保被保険者1人当たり普通調整交付金の推移】

	日本医学的は、パコルグ目を設定の目立りには				
区 分	神奈川県 ①	全国 ②	差額 ①一②		
平成 28 年度	6, 137 円	20,038 円	▲13,309 円		
平成 29 年度	8, 129 円	20,935 円	▲12,806 円		
平成 30 年度	11,287 円	22, 951 円	▲11,664円		
令和元年度	12,045 円	24, 331 円	▲12,286 円		
令和2年度	11,925円	24, 117 円	▲12,192円		
令和3年度	14,737 円	25, 426 円	▲10,689円		
令和4年度 (速報値)	14,516円	_	_		

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

全国の1人当たりは、全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料で示された法定外繰入の総額を、厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」の全国の被保険者数で除して算出。

[※] 普通調整交付金とは、都道府県間の財政力 (所得水準等) の不均衡を調整するための交付金。現在の仕組みは、当該都道府 県における実績の医療費水準と連動して算定されるため、医療費水準が高い都道府県に多く配分される仕組みとなっているこ とから、医療費適正化への取組を妨げるものとなっている。

[※] 本県の金額は、交付実績額を被保険者数で除して算出。

(6) 赤字の削減・解消

ア 赤字の定義

○ 国保財政の健全化を図るためには、赤字を解消する必要がある。本県において 削減・解消すべき赤字は、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」及び「繰 上充用金」とする。

イ 赤字削減・解消に向けた対応

- 前回の本方針期間においては、赤字解消年度を原則として令和5年度(平成30年度から6年以内)、保険料に激変が生じる恐れがある場合は令和8年度とし、実効的・具体的な手段を明記した計画を策定して、段階的な赤字解消に向けて取り組んでいたところである。
- 上記の対応により、令和2年度から令和4年度までで約23億円赤字が減少 し、3市町村において赤字が解消したものの、いくつかの市町村においては、令 和5年度以降も依然として赤字が生じる見込みとなっている。
- そのため、これらの市町村においては、令和8年度に向けて引き続き赤字の解 消に努めることとする。

(7) 県の対応

- 県内市町村がそれぞれ定めた期限までに赤字を解消できるように、県は各市町村が策定した計画に沿って解消に努めているか進捗状況を把握しながら、普通調整交付金の配分に関する国への要望など赤字解消に向けて必要な支援を行っていく。
- 加えて、各市町村が医療費適正化等の取組を推進し、保険者努力支援制度交付金等の公費を獲得できるように、必要な支援を行っていく。

(イ) 市町村の対応

- 赤字の要因の分析・検討を行った上で、令和8年度を解消期限とし、段階的な赤字解消に向けた実効的・具体的な手段を明記した計画を策定して、解消に努めることとする。
- ただし、令和8年度までに解消することが著しく困難な場合は、県と協議 し、別途解消期限を定め、段階的な赤字解消に向けた実効的・具体的な手段を 明記した計画を策定して、解消に努めることとする。
- また、これまで赤字が発生していない市町村や、すでに赤字を解消した市町村において、新たに赤字が発生した場合は、原則として赤字発生年度の翌年度に解消することとする。
- なお、翌年度に解消できず、翌々年度においても予算ベースで赤字の解消が 見込まれない場合は、県と協議し、新たに赤字削減・解消計画を策定して、解 消に努めることとする。
- 計画を策定した市町村は、その進捗状況等について県に報告することとする。

【参考:赤字解消に向けた実効的・具体的な手段】

- ・ 適正な保険料(税)率の設定
- 収納率向上対策の推進
- ・ 保険給付の適正化対策の推進
- ・ 被保険者の健康保持増進(未病改善)に向けた保健事業の推進
- ・ 適用の適正化対策の推進
- ・ 保険者努力支援制度交付金等の公費の獲得
- ・ 財政調整基金の活用 等

10 市町村別統計資料

(10) 1人当たり決算補填等目的の法定外繰入金の推移

(単位:円)

							(単位:円) R4 年度
市町村名	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	(速報値)
横浜市	13, 648	14, 057	11, 699	11, 332	6, 926	5, 453	5, 046
川崎市	16, 794	13, 089	7, 537	8, 175	6, 549	3, 239	4, 943
横須賀市	16, 183	9, 513	0	0	0	0	0
平塚市	13,660	11, 639	5, 113	1, 464	0	0	0
鎌倉市	23, 192	13, 497	13, 463	17, 131	11, 887	4, 542	1,852
藤沢市	7, 956	0	2, 449	1,017	3, 446	2, 997	3, 300
小田原市	3, 265	3, 712	2, 534	794	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0
逗子市	20, 332	21,800	5, 242	9, 929	5, 396	1, 751	0
相模原市	15, 271	16, 397	13, 236	6, 348	0	0	0
三浦市	5, 034	1, 219	4,621	2, 615	5, 444	1, 127	2, 153
秦野市	11, 415	16, 265	12, 880	16, 261	3, 782	10, 585	7, 126
厚木市	11, 305	4, 037	11,643	6, 367	0	0	0
大和市	15, 213	16, 577	9, 186	8, 217	5, 404	9, 791	12, 768
伊勢原市	20, 437	10, 984	4, 424	6, 034	2, 450	0	0
海老名市	23, 241	12, 018	17, 474	15, 141	12, 339	7, 250	3, 615
座間市	20,670	32, 441	18, 517	16, 324	10, 247	6, 892	4, 738
南足柄市	0	0	0	0	0	0	0
葉山町	0	6, 823	0	0	0	0	0
寒川町	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	7, 361	9, 390	17, 335	13, 446	7, 664	13, 575	15, 424
大磯町	23, 040	8,079	3, 031	778	0	0	0
二宮町	0	0	0	0	0	0	0
中井町	20, 711	21, 937	13, 451	6, 467	6, 617	0	0
大井町	4, 484	4, 829	0	0	0	0	0
松田町	6, 680	3, 593	0	0	0	0	0
山北町	15, 761	0	0	0	0	0	0
開成町	9, 775	10, 117	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	19, 125	14, 311	4, 775	9, 830	4, 093	7, 453	10, 621
清川村	14, 755	0	0	0	0	0	0
県平均	13, 579	12, 100	9, 083	8, 126	4, 802	3, 715	3, 724
出曲・厚	生労働省「国民領	建康保険事業にお	オス一船今計編入	金の繰入理由別れ	犬況表(法定外繰	入)」のデータを	活用し県で作成

出典:厚生労働省「国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表(法定外繰入)」のデータを活用し県で作成